

岩手県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かすみそう薬局	北上市堤ヶ丘一丁目9番8号	平成30年3月21日
訪問看護ステーション北上済生会	北上市花園町一丁目6番8号	平成30年1月22日
カワチ薬局 前沢店	奥州市前沢区向田一丁目18番地	平成30年3月1日